

△招 集

川越地区消防組合告示第八号

平成二十四年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年九月二十七日

川越地区消防組合管理者
川 合 善 明

一 日 時 平成二十四年十月四日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十四年十月四日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一については、会期を一日間と定める。
- 二、日程第二については、補欠選挙に伴う当選者の議席の指定及び議席の一部変更を行う。
- 三、日程第三、第四については、議案提出書を公表し、地方自治法第二百二十一条の規定による出席者を報告する。
- 四、日程第五、会議録署名議員指名については、

吉敷 賢 議員

清水 京子 議員 を指名する。

五、日程第六については、平成二十四年三月二十二日以降受理した監査結果を報告する。

六、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

七、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、六の例により審議を行う。
なお、一般質問の通告がある場合には、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。
以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十四年十月四日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について
- 日程第二 議席の指定及び変更について
- 日程第三 議案提出書の公表について
- 日程第四 地方自治法第二百二十一条の規定による出席者の報告について

日程第五 会議録署名議員指名について

日程第六 監査結果の報告について

日程第七 議案第一〇号 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八 議案第二一号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員（二二人）

- | | |
|--------------|---------------|
| 第一番 道祖土 証 議員 | 第二番 森田 敏男 議員 |
| 第三番 爲水 順二 議員 | 第四番 江田 肇 議員 |
| 第五番 桐野 忠 議員 | 第六番 片野 広隆 議員 |
| 第七番 柿田 有一 議員 | 第九番 若海 保 議員 |
| 第一〇番 高橋 剛 議員 | 第一一番 三上喜久蔵 議員 |
| 第二番 吉敷 賢 議員 | 第一三番 清水 京子 議員 |

△欠席議員（一人）

第八番 吉田 光雄 議員

△地方自治法第二百二十一条の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|-------|---------|
| 管理者 | 川合 善明 |
| 副管理者 | 高田 康男 |
| 〃 | 風間 清司 |
| 会計管理者 | 岸田 政明 |
| 消防局長 | 大河内 弥一 |
| 次長 | 大久保 愛一郎 |
| 〃 | 小林 久雄 |

次長 水村 光夫
川越北消防署長 斉木 利之
川越中央消防署長 柴崎 正治
川越西消防署長 忍田 茂巳
川島消防署長 渋谷 徹
総務課長 岸田 隆
予防課長 木村 圭夫
警防課長 柳川 佳男
救急課長 高野 春雄
指揮統制課長 辻 章一
監査委員 坂口 一雄
" 清水 京子

△議場に出席した職員

書記長 岡部 宏
書記 大河内 徹
" 橋本 丈夫
" 矢島 勝寿

△開 会（午後一時二十分）

○江田 肇議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十四年十月四日開会の川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。
直ちに会議を開きます。

△日程第一 会期決定について

○江田 肇議長 日程に入ります。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とするに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議席の指定及び変更について

○江田 肇議長 日程第二、議席の指定及び変更についてを議題といたします。

今回、新たに当選されました三上喜久蔵議員及び吉敷賢議員の議席は、会議規則第四条第二項の規定により議長において指定いたします。

三上喜久蔵議員は議席番号第九番に、吉敷賢議員は第一二番にそれぞれ指定いたします。

続いて、今回新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、会議規則第四条第三項の規定により議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を書記をして朗読いたさせます。

（橋本丈夫書記 朗読）

第九番 若海 保 議員

第一〇番 高橋 剛 議員

第一一番 三上 喜久蔵 議員

○江田 肇議長 お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着きをお願いいたします。
(各議員、それぞれ議長の指定した議席に着席)

△日程第三 議案提出書の公表について

○江田 肇議長 日程第三、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。
(橋本丈夫書記 朗読)

川消総発第七四七号

平成二十四年十月四日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様
川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について(通知)

平成二十四年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○江田 肇議長 以上で公表を終わります。

△日程第四 地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告について

○江田 肇議長 日程第四、地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に基づき、管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承を願います。

川消議会発第二四号

平成二十四年九月二十七日

平成二十四年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様

川越地区消防組合議会議長 江田 肇

出 席 要 求 書

地方自治法第百二十一条の規定により、十月四日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第二五号

平成二十四年九月二十七日

川越地区消防組合監査委員 様
川越地区消防組合議会議長 江田 肇

出 席 要 求 書

地方自治法第百二十一条の規定により、十月四日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第七四八号

平成二十四年十月四日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様
川越地区消防組合管理者 川合 善明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十四年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合 善明

副管理者 高田 康男

〃 風間 清司

会計管理者 岸田 政明

消防局長 大河内 弥一

次長 大久保 愛一郎
 " 小林 久雄
 " 水村 光夫
 川越北消防署長 斉 木 利之
 川越中央消防署長 柴 崎 正 治
 川越西消防署長 忍 田 茂 巳
 川島消防署長 渋 谷 徹
 総務課長 岸 田 隆
 予防課長 木 村 圭 夫
 警防課長 柳 川 佳 男
 救急課長 高 野 春 雄
 指揮統制課長 辻 章 一

川消監収第二三号

平成二十四年十月四日

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇 様

川越地区消防組合監査委員

出 席 通 知 書

要求により、平成二十四年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下

記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員 坂 口 一 雄
 " 清 水 京 子

△日程第 五 会議録署名議員指名について

○江田 肇議長 日程第五、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第八十一条の規定により、会議録署名議員二人の指名を行います。
 吉 敷 賢 議員
 清 水 京 子 議員
 以上二人の方を指名いたします。

△日程第 六 監査結果の報告について

○江田 肇議長 日程第六、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より平成二十四年三月二十二日以降本日まで九件の監査結果の提出がありましたので報告いたします。

川消監発第三九号

平成二十四年三月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂 口 一 雄

同 清 水 京 子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度二月分例
 月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
 する。

川消監発第三号

平成二十四年四月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江 田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂 口 一 雄

同 清 水 京 子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度三月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第五号

平成二十四年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度四月分（
出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に
関する報告を提出する。

川消監発第六号

平成二十四年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度四月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第八号

平成二十四年六月二十二日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度五月分（
出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に
関する報告を提出する。

川消監発第九号

平成二十四年六月二十二日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度五月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第一五号

平成二十四年七月二十五日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度六月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第一八号

平成二十四年八月二十三日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度七月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

川消監発第二二号

平成二十四年九月二十四日

川越地区消防組合議会議長 江田 肇 様

川越地区消防組合監査委員 坂口 一雄

同 清水 京子

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十四年度八月分例
月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出
する。

△日程第七 議案第一〇号 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決

算認定について

○江田 肇議長 日程第七、議案第十号、平成二十三年度川越地区消防組合一般会計
歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一〇号

平成二十三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十三年度川越地区消防組
合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す
る。

平成二十四年十月四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○江田 肇議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。
（岸田政明会計管理者登壇）

○岸田政明会計管理者 ただいま上程になりました議案第十号、平成二十三年度川越
地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、お手元の平成二十三年度川
越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類によりまして、決算の概要を御説明さ
せていただきます。

初めに、二ページをごらんいただきたいと存じます。

一般会計決算額総括表でございます。予算現額につきましては、四十七億四千人
百三十八万円でございまして、歳入につきましては、調定額が四十七億一千百七十
九万八千二百八円、収入済額が四十七億一千八百六十六万二千八百円、収入未済額が九
千三百八十八円となっております。また、予算現額に対する歳入決算額の割合でござい
ますが、九九・二一％となっております。

次に、歳出でございますが、支出済額が四十五億九千七百九十二万八千二百二十一
円、不用額が一億五千四百五十一万一千八百七十九円となっております。また、予算現
額に対する歳出決算額の割合でございまして、九六・八三％となっております。

この結果、歳入歳出差引残額は一億一千二百九十三万二千八百七十七円となっており
ます。

次に、十ページをごらんいただきたいと存じます。

一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。初めに一款、分担金及び負担金、一項、一目、負担金でございます。収入済額が四十四億六千五百五十一万三千六百五十九円で、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる内容でございます。

次に二款、使用料及び手数料、一項、使用料、一目、消防使用料でございます。収入済額が八十一万三千八百八十二円で、内容といたしましては、行政財産使用料でございます。次に二項、手数料、一目、消防手数料でございます。収入済額が三百九十四万二千円で、内容といたしましては、危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に三款、財産収入、一項、財産運用収入、一目、利子及び配当金でございます。収入済額が一万二千三百四十六円で、内容といたしましては、職員退職手当基金の積立金利子でございます。次に二項、財産売却収入、一目、物品売却収入でございます。収入済額が六十二万一千円で、内容といたしましては、不用品売却収入でございます。

次に四款、一項、一目、繰越金でございます。収入済額が一千二百三十八万二千二百円で、内容といたしましては、十二ページに移らせていただきまして、前年度剰余金でございます。

次に五款、諸収入、一項、一目、預金利子でございますが、収入済額はございません。次に二項、一目、受託収入でございます。収入済額が二千六百十四万四千三百五十九円で、内容といたしましては、川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費に係る受託収入でございます。次に三項、一目、雑入でございます。収入済額が一千二百五十九万九千六百六十円、収入未済額が九十三万八千円でございます。収入済額の内容といたしましては、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などがございます。収入未済額の内容といたしましては、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものがございます。

次に六款、一項、組合債、一目、消防債でございます。収入済額が一億三千七百五十万円で、内容といたしましては、消防施設整備事業債でございます。

次に七款、国庫支出金、一項、国庫負担金、一目、消防費国庫負担金でございますが、収入済額はございません。これにつきましては、東日本大震災に係る緊急消防援助隊活動費負担金の交付が平成二十四年度に繰り越されたことによるものがございます。次に二項、国庫補助金、一目、消防費国庫補助金でございます。収入済額が五千四百四十三万円で、内容といたしましては、消防施設等整備費補助金でございます。

歳入合計でございますが、予算現額が四十七億四千八百三十八万円、調定額が四十七億一千七百七十九万八千二百八円、収入済額が四十七億一千八百六十二万二千二百八円、収入未済額が九十三万八千円となっております。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

十四ページをごらんいただきたいと存じます。

一款、一項、一目、議会費でございます。支出済額が五百二十一万五千五百七十七円、内容といたしましては、報酬及び旅費等の議会事務に係る経費でございます。次に二款、総務費、一項、総務管理費、一目、一般管理費でございます。支出済額が二百二十七万一千四百五十二円で、内容といたしましては、報酬及び報償費等の一般管理事務に係る経費でございます。次に二目、公平委員会費でございます。支出済額が六万二千七百円で、内容といたしましては、報酬及び旅費の公平委員会事務に係る経費でございます。次に二項、一目、監査委員費でございます。支出済額が三十九万三千八百一十一円で、内容といたしましては、報酬及び旅費等の監査事務に係る経費でございます。

次に三款、消防費、一項、一目、常備消防費でございます。支出済額が三十九億五千七百九十九万八千六百五十八円で、内容といたしましては給料、職員手当等、共済費、十六ページに移らせていただきました。備品購入費及びその他常備消防の事務全般に係る経費でございます。次に二十六ページに移らせていただきます。二

目、常備施設費でございます。支出済額が八千七十万五千七百四十三円で、内容としたしましては、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等の常備消防の施設管理に係る経費でございます。次に二項、非常備消防費、一目、川越非常備消防費でございます。支出済額が九千四百三十三万五千七百四十六円で、内容としたしましては、報酬、共済費、旅費及び備品購入費等の川越市消防団に係る経費でございます。二十八ページに移らせていただきます。二目、川島非常備消防費でございます。支出済額が二千三百四十九万四千三十五円で、内容としたしましては、報酬、共済費及び旅費等の川島町消防団に係る経費でございます。三十ページに移らせていただきます。三項、水利施設費、一目、川越水利施設費でございます。支出済額が九千八百一十万二千八百円で、内容としたしましては、工事請負費及び負担金等の川越市水利施設の管理及び増設に係る経費でございます。次に二目、川島水利施設費でございます。支出済額が一千三百八十八万六千九百三十三円で、内容としたしましては、工事請負費及び負担金等の川島町水利施設の管理及び増設に係る経費でございます。次に、四項、自警消防費、三十二ページに移らせていただきます。一目、川越自警消防費でございます。支出済額が四百九十六万六千八百二十六円で、内容としたしましては、補助金等の川越市自警消防隊に係る経費でございます。次に二目、川島自警消防費でございます。支出済額が二百七十七万二千七百九十一円で、内容としたしましては、川島町自警消防団に係る補助金でございます。次に五項、水防費、一目、川越水防費でございます。支出済額が一千八百四十四万四千七百四十二円で、内容としたしましては、共済費、旅費及び交付金等の川越市水防団に係る経費でございます。次に四款、一項、公債費、一目、元金でございます。支出済額が二億七千三百六十四万八百二十九円で、内容としたしましては、組合債元金償還金でございます。三十四ページに移らせていただきます。二目、利子でございます。支出済額が二千六百六十八万六千五百二十円で、内容としたしましては、組合債利子償還金でございます。

次に五款、一項、一目、予備費につきましては、各費目へ充当の上、支出されており、予備費としての支出済額はございません。

歳出合計でございますが、予算現額が四十七億四千八百三十八万円、支出済額が四十五億九千七百九十二万八千二百一十一円、不用額が一億五千四百五十一万一千八百七十九円となっております。

以上、御説明申し上げました内容が四ページから九ページの歳入歳出決算書といましてまとめさせていただいたものでございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配付させていただきました決算資料及び主要な施策の成果に関する説明書を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。平成二十三年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

(坂口一雄監査委員登壇)

○坂口一雄監査委員 御指名をいただきましたので、平成二十三年年度の川越地区消防組合一般会計の歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより審査した結果の概要を御説明申し上げます。

なお、その内容につきましては、お手元にお配りさせていただいております決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算審査に当たり送付された決算書を慎重に審査いたしましたところ、本決算書及び附属書類等は、法令の定めるところに従い適正に作成され、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されていたところでありました。

初めに、当年度の決算額について見ますと、歳入の収入済額は四十七億一千八百六十四万円で、前年度に比べ二・九%減少しております。また、歳出の支出済額は四十五億九千七百九十二万八千円で、前年度に比べ五%減少し、差引残額は一億一千二百九十三万二千円となっております。

なお、歳入につきましては、前年度に比べ一億四千八百八十三万五千円減少しておりますが、この減少した主なものは、繰入金、繰越金であります。

歳出につきましては、前年度に比べ二億四千二百三十八万五千円減少しており、予算に対する執行率は九六・八%となっております。

支出済額の性質別構成割合の大きなものは、人件費七八%、物件費七・二%、公債費六・四%、投資的経費五・一%などとなっております。

次に、当年度に施行された事務事業について申し上げます。

消防行政を取り巻く環境は、近年の都市化の進展、建物の高層化等による生活環境の変化と、本格的な高齢社会等による社会環境の変化などにより、消防、救急、救助に対する市民ニーズがますます複雑・多様化しております。このような状況下にあつて、当年度も種々の施策が施行され、一定の成果を上げたところであり、その主なものは次のとおりであります。

常備消防につきましては、川越西消防署外壁等改修工事を初めとして、各消防署の施設・設備の修繕等を実施し、消防施設及び作業環境の改善が図られました。また、大規模及び長時間に及ぶ災害活動の要請にこたえるため消防車両整備計画に基づき、新たに救助工作車一台が更新整備され、消防力・救命活動・災害活動の強化が図られました。

非常備消防につきましては、川越市消防団の第一分団に普通消防ポンプ自動車一台が更新整備され、地域の消防力の強化が図られました。さらに、消防団員の資質の向上を図るため、各種の教育訓練が実施されたところであり、消防団員のさらなる人団促進及び待遇改善に努められるよう要望した次第であります。

消防水利施設につきましては、防火水槽が二基新設され、消防水利施設の充実が図られました。

今後、救急業務の高度化に伴いまして、救急現場における救急救命士の果たす役割はますます重要性を増すことを踏まえ、引き続き、救急救命士の養成及び能力の向上には積極的に取り組むとともに、救急業務体制の強化が図られるよう要望いた

しました。

また、東日本大震災においては、平成二十三年度も緊急援助隊として職員を派遣しさまざまな対応をしたことに対し、敬意を表したところであります。今後も災害の発生を想定した訓練の充実を図り、災害発生時には迅速な対応をお願いいたします。

最後になりますが、今後とも安全・安心をキーワードに、火災、救助、救急等に迅速に対応する消防組織と施設等の充実を図るとともに、地域住民の生命と財産の保護に努められるよう要望した次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、平成二十三年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○江田 肇議長 以上で提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第十号、平成二十三年度決算認定について、何点か質疑を申し上げます。

ただいま監査委員の審査意見書等々でも述べられておられるとおり、近年の社会環境の変化などによって消防に求められている業務は大変多様化し、高度化されている状況だというふうな承知をしております。

二十三年度の決算を拝見したとき、このうち人に係る部分を中心に質疑を申し上げます。

当該年度の決算のうち、人件費が前年度対比で減額となっております。この理由について、こういった理由によって減額をされているのかをお伺いしたいと思います。

またあわせて、減額されていることは別に、人件費の不用額が一定程度の額出ているかと思いますが、この理由についてもあわせてお伺いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、二点目といたしまして、当該年度も消防大学校等さまざまな機関に職員の方々を派遣をされているというふうに思います。どういったところに、どういうような方々、どれくらい派遣しておられるのか、状況をお伺いしたいと思えます。この派遣について、今後の予定などがわかればあわせてお伺いしたいと思えます。

三点目です。消防職、それから消防団、常備、非常備とも、それぞれさまざまな研修が行われていることが主要な施策などでも報告をされております。このそれぞれの研修目的がどのようなものであるのか、確認のためお伺いをさせていただきます。以上、一回目といたします。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 では初めに、柿田議員さんの平成二十三年度決算のうち人件費が前年度対比にして減額となった理由並びに人件費の不用額につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、平成二十三年度決算のうちの人件費が前年度対比にして減額となった理由でございますが、平成二十二年度は退職者二十二名、五億五千七百万円で支出をいたしました。平成二十三年度の退職者は十名、二億三千八百万円の支出であったため、前年度対比に対し減額されたものでございます。

人件費の不用額といたしましては、給料七百九十三万五千七百三十三円、職員手当等三千八百一万七千七百十二円、共済費三千三百三十一万四千八百二十三円、退職手当二千七百六十二万八千八百十四円でございます。主な理由といたしましては、職員手当等のうち、休日勤務手当が見込み額より少なかったため。子ども手当が法改正等により当初見込み額より減額支給になったため。共済費のうち追加費用負担

金額が当初見込み額より少なかったため。以上でございます。

また、退職手当につきましては、当初、勸奨退職者を二名見込んでおりましたが、一名であったためでございます。

以上でございます。

(大久保愛一郎次長登壇)

○大久保愛一郎次長 それでは、私のほうから二点目の消防大学校職員の派遣状況等々、また、三点目の研修の目的等々について御答弁申し上げます。

初めに、消防大学校等への職員派遣状況と今後の予定ということでございますけれども、本年度は総務省消防庁消防大学校に助教授として一名、また、埼玉県消防学校へ講師として一名、埼玉県危機管理防災部消防防災課へ一名、また、川越市総務部防災危機管理課へ一名、合計の四名を派遣してございます。

また、今後の予定といたしましては、継続して埼玉県消防学校へ一名、川越市総務部防災危機管理課へ一名の派遣を予定しております。また新たに埼玉県防災航空隊へ一名、また埼玉県消防学校の救急救命士養成所へ一名ということで、四名の派遣を予定しております。

埼玉県防災航空隊への派遣につきましては、埼玉県の消防長会におきまして、平成十九年度から平成二十八年度までの消防本部の派遣ローテーションが決められておりました。当組合は平成二十五年度から平成二十七年まで、三年間派遣期間とされております。

また、埼玉県消防学校の救急救命士養成所につきましても、同じく埼玉県消防長会において消防本部の派遣ローテーションが決められておりました。組合といたしまして、平成二十六年、平成二十七年の二年間派遣する予定でございます。

続きまして、消防職員、消防団員等々の研修の目的についてということで御答弁申し上げます。

消防職員、消防団員のために実施されている研修等につきましては、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防

に係る知識及び技能の習得を図り、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員、消防団員の資質を高めることを目的に実施しております。

なお、消防大学校、消防学校等への研修、また職場内研修を実施して、消防職員及び消防団員の立場、職制に求められる専門的な知識・能力の向上を図っております。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。決算の中身を性質別で見ても、人件費が減っているとはいっても、決算の構成比の割合は七八%でございます。このことを見ても、消防は人であるということを変更して感じたところでございます。

一緒にお聞きした二点ですけれども、それぞれ各機関への派遣の状況を伺いました。大学校へは助教授として、それから講師としてなど、ほかの人材育成にかかわる部分にも寄与されている旨がうかがえます。また、防災航空隊など、近年の高度化にかかわる部分についても対応されているということで、消防に係る職員の皆さんの専門的な知識・技能の養成部分に心を砕かれていることがわかりました。

一方で、そういうことに照らして人件費の推移についてお伺いをしたわけですが、減額の理由は承知をいたしました。退職が前年に比べて大きく減っているということ、退職者のピークは過ぎたと、いわゆる団塊の世代の方々の退職がだんだん少なくなってきたという状況というふうに理解をしたところでございます。

もう一点、勸奨退職のところの見込みについて、二名を見込んでいたが一名であったということでした。この点について特に御答弁があったとおり、消防の職員というのは、御承知のとおり専門職であります。そして、こういった方々は一朝一夕に今のような高度な技能・知識を持たれる、そういうふうになるには時間も、それから市民の大きなお金も使われているということ、大変消防職員一人一人の位置づけは重いものというふうに感じております。不用額が出ているという

ことでございますけれども、特に勸奨退職に関しては、今、お話ししたとおり消防職員は一朝一夕には育たないということもありますので、勸奨退職については慎重に対応していただくということが必要かなというふうに改めて感じたところです。この点については申し上げておきたいと思いますが、以上のようなことを踏まえて、今後、こういったお話をした人事、それから人件費、研修等について、今後どのように消防職員に対して、また団員の方々に対しての施策をやられていくのか、お答えがあればお伺いしておきたいと思っております。

以上です。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいまの柿田議員さんの二回目の御質疑に対しまして、御答弁を申し上げます。

人件費、または職員の教育訓練を含めましての今後の見通しという形でお答えさせていただきますというふうに思います。

まず初めに、人件費にかかわる予算につきましては、事務事業の性質上、一定の不用額が生じる場合があるものと考えておりますが、予算編成に当たりましては、限りある予算を効果的に活用できるよう、これまで以上に事務事業を精査し、不用額の縮減に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、職員の派遣につきましては、関係機関との連携または連絡の体制の強化、また、広い視野を持つ消防職員の育成にも資するものでございますので、可能な範囲でその実施、検討をしていきたいというふうに思っております。

また、消防職員・消防団員の研修につきましては、職場内研修、または職場外研修も含めまして、教育訓練制度のより一層の充実を図りまして、複雑多様化する災害に的確に対応できるよう、また、住民のニーズに適切にこたえられるように消防職・団員の育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江田 肇議長 片野広隆議員。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員 前議員に引き続きまして、議案第十号、平成二十三年度決算認定について質疑を申し上げます。

さきの議員も人件費に關しての部分で今回の決算について触れられていましたが、私のほうも、先ほど決算審査意見書の中を読ませていただきまして、予算の流用について何点かお伺いさせていただきます。

二十三年度においては、五十七件、三千四百万円以上の予算の流用が行われていると思いますが、これまでこの予算流用は川越地区消防組合の予算の中でどのような推移をたどってきたのか。過去三年で結構ですので、お伺いをさせていただきます。件数、金額、また予算流用した中で最高流用額とその内容についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

二点目に、決算資料を拝見いたしますと、常備施設費の川越市分消防用地費並びに消防局庁舎建設、それぞれ約三千万円と三百二十万円、予算計上されていましたが、消防局庁舎建設については、執行額がゼロ円という状況になっております。こちらの消防局本部の建物も大分老朽化をきていて、新たな消防局の本部の建設が、ここ数年検討が進められているかと思ひますが、今回、平成二十三年度予算において、この消防局庁舎建設事業の予算が未執行だった理由についてお伺いをさせていただきます。

加えまして、この消防局の庁舎建設事業費から施設管理事業への予算流用が行われております。その内容についてお伺いをさせていただきますとともに、当初予算では三百万円程度の予算しか計上されていなかったものが、この予算流用で二千六百万円を超える予算となっておりますが、当初予算でこの需用費、常備施設費でどのような事業を行おうと考へていたのか。また、今回の流用によってどのような施設改修が行われたのか、一回目にお伺いをさせていただきます。

(岸田 隆総務課長登壇)

○岸田 隆総務課長 片野議員さんの予算の流用にかかわる過去三年の件数と金額及

びそのうちの最高流用額の内容について御答弁申し上げます。

初めに、平成二十一年度が、流用件数につきましては五十二件で一千五十六万円。平成二十二年度が五十九件で一千八百二十九万円。平成二十三年度が五十七件で三千四百六十二万八千円でございます。そのうちの最高流用額といたしましては、平成二十三年度の二千二百七十一万四千円。内容といたしましては、消防局・川越北消防署の給水設備修繕などの消防庁舎施設の緊急修繕にかかわる経費に不足を生じたため、消防庁舎建設事業の委託料から施設管理事業の修繕料へ流用させていただいたものでございます。

以上でございます。

(大久保愛一郎次長登壇)

○大久保愛一郎次長 御答弁申し上げます。

初めに、消防局庁舎建設事業が未執行だった理由についてという内容でございますが、消防局庁舎建設事業につきましては、平成二十二年度当初に川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会を発足いたしましたして、計画を立案してまいりました。当委員会では、同年度末に川越地区消防防災拠点施設整備基本計画の策定を完了いたしましたして、この計画に基づく庁舎建設予定地につきましては川越北消防署管内で選定する予定でしたが、しかし、同時期から川越市役所等におきましても大規模な建設事業が始まりました。消防局の用地収用に係る費用を調整することが困難となりました。そのため用地を決定できず、消防局庁舎建設事業における委託料が未執行になったものでございます。

続きまして、消防局庁舎建設事業から施設管理事業への流用についての内容と、あわせまして常備施設費の修繕料の内容についてということでございますが、消防局庁舎建設の委託料を施設管理の修繕料へ流用した理由につきましては、東日本大震災の影響と思われる消防局庁舎給水管の漏水が発生したのと同時期に、川越中央消防署に設置してございます太陽光発電のインバーターの故障、あわせて南古谷分署及び川島消防署の空調機の故障が一度に発生いたしましたして、修繕費の概算見積も

り額は約二千三百万円に及ぶものでございました。

これらの設備は庁舎機能を維持する上で必要不可欠なものでありますので、早急に修繕を行う必要が発生いたしました。しかしながら当初予算で配当された修繕料の予算残額では到底対応ができません。また、この時期に事業が確定し不用額が発生した事業もございませんので、事業用地の確定ができず、事業実施が困難となった消防局庁舎建設事業の委託料から流用させていただいたものでございます。

また、平成二十三年当初予算における常備施設費の修繕料等々の内容でございますけれども、計画では、川越西消防署救急隊事務室空調機修繕、川島消防署浄化槽鉄板ぶた修繕及びその他施設の一般修繕を計画しておりました。

以上でございます。

(片野広隆議員登壇)

○片野広隆議員　るる御答弁をいただきました。平成二十三年度の予算流用については東日本大震災における庁舎の修繕ということでしたが、それぞれ直近三年を聞かせていただきますと約五十件から六十件の件数で推移をしています。この予算流用に関してですが、それぞれ川越市、川島町からの負担金、分担金で運営されている消防予算の中で柔軟に予算執行をしていると見るか、適切な予算見積もりがされていたのかというふうに見るか、評価ができるのかなと思います。審査意見書にもありました。予算流用をするにしても適切に行っていたかということをお私の方から申し上げさせていただきたいと思えます。

庁舎建設についてもお伺いさせていただきました。御答弁ですと、当消防局の用地収用に係る費用を調整することが困難になった理由の一つに、川越市役所においても大規模な建設事業が始まったので費用を調整することが困難になりました。川越地区消防組合の管理者は川越市長がなさっていらっしゃいます。平成二十二年度から、この消防局本部を今後どうしていくのか、新たな用地を選定して、新たな機能を持たせた上で建設をしていったほうがいいのではないかとこの検討が進められている中で、それはもう管理者も御存じであったと思いますが、一方で、川越市長

として消防局本部より優先させるべき事業が発生してしまった。川越地区消防局は、大規模災害があったときにその対応、対策の中心的な役割、場所になるかと思えますが、そういった施設よりも優先すべき事業があったのだということがよく理解をできました。

そこで、お伺いをいたしますが、消防局長にお伺いいたします。今後、この川越地区消防局本部の建てかえ、新築についてはどのような方向性を持って進めていくのか、お伺いさせていただきます。

あわせて、今回の平成二十三年度決算を踏まえて平成二十五年予算の編成にこれから入っていくと思いますが、どのような方針で編成されていくのか、お伺いをいたします。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長　片野議員さんの第二回目の質疑ということにお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず一点目の消防局庁舎の建設の今後の計画でございます。消防局庁舎建設事業費というのは、大変莫大なお金がかかります。したがって、その負担をさせていただきます川越市、川島町の財政当局と詳細にわたり調整を図る必要性はあるというふうを考えております。

そういった中、平成二十二年度から川越市、川島町及び川越地区消防組合、三機関によりまして、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会を設置してございます。その中で用地または建物、それと付随する訓練棟等の検討はさせていただいておりますし、今後進む方向で協議をしたいというふうにも思っております。

ただ、御存じのとおり、川越地区消防組合が発足いたしました四十周年という来年度は節目が来ます。そういった中で庁舎についても三十九年ほどたつてございませぬ。本日に大規模な地震が発生した場合に、どういう形で現在の状況の中で対応するかということにつきましては、常に内部の震災対応訓練等の中で、例えば庁舎が使えなかった場合、使えた場合でもこういう場合ということとは訓練の中に入れて、

対応させていただいております。しかし、御指摘のとおり、この先長く、どの辺までこの庁舎がもつかはなかなか不透明性がありますので、できる限り早い時期に具体的な方向性をつけていただきたく、構成の川越市、川島町のほうと調整を図っていききたいというふうに考えております。

二点目の平成二十三年年度の決算の結果、これを二十五年年度の当初予算に反映させるかという御質問でございますけれども、基本的には決算を詳細に精査をいたしまして二十五年年度に反映をさせたいというふうに考えております。特に、二十三年年度の決算につきましては、御指摘があったとおり予算の流用額、または歳出の不用額が前年と比べて増加をしております。十二分にそういった点も踏まえまして二十五年年度のほうに反映をさせまして、当消防組合が進めております初動消防力の強化、または救急業務体制の整備、火災予防対策の推進、そういったものを合わせまして本来に充実強化を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一一号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○江田 肇議長 日程第八、議案第十一号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一一号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
平成二十四年十月四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○江田 肇議長 提案理由の説明を願います。

(大河内弥一消防局長登壇)

○大河内弥一消防局長 ただいま上程になりました議案第十一号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、近年、電気を動力源とする自動車等の普及に伴い、そのインフラ整備の一つとして電気自動車用の急速充電設備の設置が進められていることを受け、その特性を踏まえた火災予防上必要な安全対策を確保するため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、電気を動力源とする自動車等に充電する急速充電設備を火災の発生するおそれのある設備として本条例による規制対象設備に新たに追加し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理にかかわる火災予防上必要な基準を定めようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日は、省令の一部改正の施行期日に合わせ、平成二十四年十二月一日としようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し

上げます。

以上でございます。

○江田 肇議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○江田 肇議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 何点か御質疑をさせていただきます。

まず、本議案で対象となる急速充電設備というのはどういうようなものなのか、その概要についてお聞きをしたいというふうに思います。

二点目ですけれども、今回の改正は、従来ですところといった設備はたしか変電設備に当たるものではなかったかと思いますが、変電設備だと一般の方は通常立ち入れないような形で規制がかけられているようなものだと思いますが、そういった形が今回改正になるというふうに承知をしておりますけれども、当該の設備は、当組合管内、また全国、県内等々ではどういうふうな設置状況になっているのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

三点目です。今回の条例改正に当たって、この改正にかかわる業務内容はどういうものがあるのか、また、変わるのかということについてお伺いしておきたいと思います。

以上です。

(木村圭夫予防課長登壇)

○木村圭夫予防課長 柿田議員さんからの質疑に対しまして御答弁を申し上げます。

初めに、急速充電設備の概要につきましては、急速充電設備は一般的に屋外自立型のもので、三相交流二百ボルトで入力された電流を設備内部で最大定格電圧五百ボルト、最大定格電流百二十五アンペアに変圧し、充電ケーブルにて接続した電気自動車等に充電を行うものでございます。

二点目としまして、急速充電設備の設置状況につきましては、現在、当組合管内で把握している給油取扱所及び商業施設等に設置されている急速充電設備は、国内に千三百四台、埼玉県内に六十四台設置されております。

内訳につきましては、商業施設等に設置されている急速充電設備は全国に千二百六十七台、そのうち埼玉県内には六十四台設置されており、当組合管内には郭町一丁目八番地の二、川越市役所公用車管理棟入り口、大字小仙波九百三十二番地の一、埼玉日産自動車株式会社川越支店及び広栄町二十三番地の七、株式会社日産サティオ埼玉川越店の三台が設置されております。また、給油取扱所に設置されている急速充電設備は国内に三十七台、当組合管内を含め埼玉県内に設置した事例はございません。

三点目といたしまして、急速充電設備にかかわる業務内容につきましては、給油取扱所及び商業施設等に急速充電設備を設置する場合の消防機関への届け出は不要とされていることから、届け出に係る業務はありませんが、設置の際、相談等につきましては、今回の改正で追加する条例第十一条の二の規定に基づき、指導を行っていくところでございます。

また、危険物施設である給油取扱所に設置する場合には、条例第十一条の二の規定によるほか、総務省消防庁危険物保安室長からの通知に従い、設置、指導を行っていくところでございます。

以上でございます。

○江田 肇議長 他に御質疑ございませんか。―質疑なしと認めます。質疑を結びたいです。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○江田 肇議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに

決定いたしました。

を定めることについて

原案可決

△閉 会

○江田 肇議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。
閉会いたします。

午後二時二十三分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議席の指定及び変更について

議長の指定どおり議席を決定した。

日程第三

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第四

地方自治法第百二十一条の規定による出席者の報告について

出席者の一覧表を配布した。

日程第五

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第六

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第七

議案第一〇号 平成二十三年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第八

議案第一一号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

認 定